

平成27年12月2日

広島大学教職員組合執行委員長

難波博孝様

広島大学理事（財務・総務担当）

松ヶ迫和峰

学術院・ユニットの所属確認に関する要求について（回答）

2015（平成27）年11月27日付けで質問のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

**要求事項**

1. 学術院・ユニットにおける所属ユニットの決定については、大学教員個々人の同意を得ることを要求します。
2. 12月4日（金）までに所属ユニットの変更希望が出されていないことを以って、「学術院・ユニットの創設に伴う所属ユニットの確認等について」に記載された予定の所属ユニットに該当教員が同意（黙示の同意）したと見做さないこと、及び、そのことを大学教員へ周知することを要求します。

**（回答）**

すべての教員は、新たに創設する学術院に所属し、ここから各教育研究組織に配属されることが予定されており、教育研究組織から学術院への所属変更は、職員任免規則上の「配置換（職員の所属部署、勤務場所、職種、職名又は職務を変更させること（昇任及び降任を除く。）」に当たりますので、教員の同意を得ることとしています。

一方、学術院のなかに設定される個々のユニットは、専門分野の教員数等を把握するデータベース的な括りであり、それ自体で活動を行うものではありません。教員個々がどのユニットに属することになるかは、各教員の意向に沿って行うこととしています。

今後、学術院の創設及びユニットの構成について、教育研究評議会に付議し、承認が得られれば、役員会に付議する予定です。同役員会で承認が得られれば、その後、各教員から学術院への所属変更についての同意を得ることとしています。

その際に、教員個々が所属するユニットの確認を併せて行うこととしています。